

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道規則第9号

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則  
北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則(平成30年北海道規則第11号)  
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
  - 第2章 人員に関する基準(第3条)
  - 第3章 施設及び設備に関する基準(第4条・第5条)
  - 第4章 運営に関する基準(第6条-第11条)
  - 第5章 ユニット型介護医療院に関する基準(第12条-第15条)
- 附則

### 第1章 総則

第1条中「北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例」を「北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」に改める。

第2条中「平成9年法律第123号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「」及び「を」を「。以下「基準省令」という。）及び」に改める。

第4条の見出しを「(施設及び設備の基準)」に改め、同条中「第7条第2項第1号ア(イ)」を「第45条第2項第1号ア(イ)」に改め、同条に次の5項を加え、同条を第12条とする。

2 条例第45条第4項第1号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

- (1) 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第54条において準用する条例第32条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第54条において準用する条例第32条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

## 目次

### 規 則

- 北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則  
.....(施設運営指導課) 11
- 北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則.....(農業経営課) 16

### 告 示

- 土地改良法による道営換地処分.....(農業施設管理課) 16
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課) 16
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....(治山課) 16
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....(治山課) 17
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....(治山課) 17
- 森林法による通知に代える公示(2件).....(治山課) 17
- 土砂災害警戒区域の指定.....(維持管理防災課) 17
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....(維持管理防災課) 19
- 都市計画の変更の決定.....(都市計画課) 32
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可.....(都市環境課) 33

### 総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 33

### 道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)..... 33
- 特定調達契約に係る資格に関する公示..... 34
- 特定調達契約に係る入札の公告..... 35
- 特定調達契約に係る資格に関する公示..... 36
- 特定調達契約に係る入札の公告..... 36

## 規 則

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月5日

3 療養室等が3階以上の階にある場合において、条例第45条第4項第2号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とするときは、その直通階段の数を条例第45条第4項第3号の避難階段の数に算入することができる。

4 条例第45条第4項第4号の規則で定める要件については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

5 条例第45条第4項第6号アの規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）であることとする。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。

6 条例第45条第5項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第3条中「第4条第2項第2号」を「第5条第2項第2号」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条、1章及び章名を加える。

（構造設備の基準）

**第5条** 条例第6条第1項第1号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

(1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この条及び第12条において「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。第12条第2項第2号アにおいて同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第32条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事

項を定めること。

イ 条例第32条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 療養室等が3階以上の階にある場合において、条例第6条第1項第2号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する避難階段としての構造とするときは、その直通階段の数を条例第6条第1項第3号の避難階段の数に算入することができる。

3 条例第6条第1項第4号の規則で定める要件については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

4 条例第6条第1項第6号アの規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）であることとする。

5 条例第6条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

#### 第4章 運営に関する基準

（電磁的方法）

**第6条** 条例第7条第2項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）は、次のとおりとする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計

算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項（条例第7条第1項に規定する重要事項をいう。以下この条において同じ。）を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 介護医療院は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第1項各号に掲げる方法のうち、介護医療院が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項に規定する承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

（入所者から支払を受けることができる費用）

**第7条** 条例第14条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 基準省令第14条第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第14条第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する

特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第14条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第14条第4項の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（管理者が従事することができる施設）

**第8条** 条例第26条ただし書の規則で定める施設は、サテライト型特定施設又はサテライト型居住施設とする。

（計画担当介護支援専門員の業務）

**第9条** 条例第28条の規則で定める業務は、次のとおりとする。

(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

(3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(4) 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(5) 条例第40条第4項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（感染症及び食中毒の予防等のための措置等）

**第10条** 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知すること。

(2) 介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第33条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感

染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処その他の事項に関する手順に沿った対応を行うこと。

2 条例第33条第3項の規則で定める要件については、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第9条の8第1項中「法第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和五十六年厚生省告示第十七号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年北海道条例第八号。以下「条例」という。）第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第十五条の三第一項第二号の前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同令第9条の9第1項中「法第十五条の三第二項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「条例第三十三条第三項第二号の規定による医療機器又は医学的処置」と、同令第9条の12中「法第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二に定める医療機器」とあるのは「条例第三十三条第三項第三号の規定による医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第9条の13中「法第十五条の三第二項の規定による医療」とあるのは「条例第三十三条第三項第四号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年北海道条例第八号）第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年北海道条例第八号）第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

（事故発生の防止のための措置）

**第11条** 条例第40条第1項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、かつ、その分析を通じた改善策を従業者に十分に周知するための体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること。
- (4) 従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。

#### 第5章 ユニット型介護医療院に関する基準

第2条の次に次の1章及び章名を加える。

#### 第2章 人員に関する基準

**第3条** 条例第4条第1項第2号、第4号、第5号及び第7号並びに第2項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあつては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあつては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
- (3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適當数

2 条例第4条第2項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 条例第4条第2項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院の職務に従事する場合であつて、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができるものとする。

4 条例第4条第3項ただし書の規則で定める職員は、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員とする。

### 第3章 施設及び設備に関する基準

本則に次の3条を加える。

(入居者から支払を受けることができる費用)

**第13条** 条例第46条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
  - (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
  - (3) 基準省令第46条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 基準省令第46条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 理美容代
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第42条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第46条第4項の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(職員の配置)

**第14条** 条例第52条第2項の規定による職員の配置は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

**第15条** 第6条及び第8条から第11条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び6項を加える。

(経過措置)

- 2 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、条例第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。
- 3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての条例第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第4項及び第12条第5項の規定にかかわらず、幅が1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）であることとする。
- 5 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、条例第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。
- 6 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての条例第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 7 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介

護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第5条第4項及び第12条第5項の規定にかかわらず、幅が1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）であることとする。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道規則第10号

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表中「農業経営基礎」を「農業技術基礎」に、「農畜産加工・起業概論」を「農畜産物加工・起業概論」に、「先進農業機械学(1)」を「スマート農業概論(1)」に、

「畜産機械施設演習(2)」を「畜産機械施設演習(1) H A C C P 概論(1)」に、「1,080」を「1,065」に、

「応用先進農業機械学演習(1) 乳牛栄養学(1) 生物工学(1)」を

「スマート農業機械学演習(1) 乳牛栄養学(1) 農業機械特別実習(1) 生物工学(1)」に、「畜産環境論」を

「畜産環境衛生論」に、「家畜衛生演習(1)」を「家畜衛生演習(1) 飼料調製草地管理実習(1)」に、

「30 | 285」を「75 | 330」に、

「

応用先進農業機械学演習(1)	農産物流通論(1)	45
クリーン農業と環境保全論(1)		

」を

「

スマート農業機械学演習(1)	農産物流通論(1)	75
刈払機基礎(1)		
G A P 概論(1)		
クリーン農業・環境保全論(1)		

」に、「2,505」を「2,565」

に、「1,815」を「1,860」に、「農業経営実践論」を「農業経営者実践論」に、

「農業組織計画論」を「農業支援組織論」に、「農協法人組織論」を

「農業法人化論」に、「農業経営税務」を「農業税務基礎」に、

平成31年3月5日（火曜日）

北 海 道 公 報

第3065号 16

「6次産業化論」を「6次産業化実践論」に改める。

#### 附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日において現に北海道立農業大学校の養成課程又は研究課程に在籍している者に係る履修すべき科目及び時間数の基準については、この規則による改正後の北海道立農業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告

示

#### 北海道告示第149号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新十津川町新北部地区の換地処分をした。

平成31年3月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道告示第150号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成31年3月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第151号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成31年3月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第152号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年3月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩内郡岩内町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び岩内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第153号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成31年3月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡本別町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第154号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を新十津川町役場の掲示場に掲示した。

平成31年3月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成31年北海道告示第96号
- 2 所在が不明な者 中森 玄房、岡下 正元、西野 外次、松重 義雄

#### 北海道告示第155号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示した。

平成31年3月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成31年北海道告示第94号
- 2 所在が不明な者 福澤 静子、福澤 恵梨子

#### 北海道告示第156号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年3月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

- 山葉の沢川（Ⅱ-21-1120）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
函館市古部町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
魚住の沢川（Ⅰ-21-1390）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
函館市白尻町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
入久川（Ⅰ-21-1400）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
函館市白尻町、豊崎町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
豊崎紅葉川（Ⅱ-21-1410）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
函館市豊崎町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
茂佐尻川（Ⅱ-21-1430）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
函館市豊崎町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
阿部の沢川（Ⅱ-21-1450）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
函館市大船町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
大船中村川（Ⅰ-21-1480）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
函館市大船町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
太夫川（Ⅱ-21-1530）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
函館市双見町、大船町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
美呂泊佐々木川（Ⅰ-21-1540）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
函館市双見町、大船町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
美呂泊笹口川（Ⅱ-21-1550）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
函館市双見町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
対馬の沢川（Ⅱ-21-1580）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
函館市岩戸町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
小沢川（Ⅰ-07-0460）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市千代田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
常盤2の沢川（Ⅰ-07-0610）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市常盤（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
常盤3の沢川（Ⅰ-07-0620）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市常盤（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
常盤4の沢川（Ⅰ-07-0630）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市常盤（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
ダチノ沢川（Ⅰ-07-0640）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市常盤（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
日吉沢川（Ⅱ-07-0650）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市日吉、若菜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
日吉神社の沢川（Ⅲ-07-026）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市日吉、若菜、平和（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
鹿の谷（0-16-16）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市鹿の谷1丁目、鹿の谷2丁目、鹿の谷3丁目、鹿の谷東丘町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
末広（0-17-17）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市鹿の谷東丘町、常盤、末広1丁目、末広2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り  
（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第157号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年3月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
海岸沢川（Ⅱ-21-1110）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市古部町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
学校の沢川（Ⅰ-21-1130）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

函館市古部町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
垣の島川（Ⅰ-21-1370）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市白尻町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
学校横沢川（Ⅰ-21-1380）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市白尻町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
葡萄川（Ⅱ-21-1420）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市豊崎町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
佐藤川（Ⅱ-21-1440）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市豊崎町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
金沢の沢川（Ⅱ-21-1460）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市大船町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
神社下川（Ⅰ-21-1470）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市大船町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
入美川（Ⅰ-21-1490）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市大船町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
大船村上川（Ⅰ-21-1500）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市大船町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

<p>大船鎌田川（Ⅱ-21-1510）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市大船町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 角張川（Ⅱ-21-1520）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市大船町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 美呂泊川（Ⅰ-21-1560）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市双見町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上野沢川（Ⅱ-21-1590）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市岩戸町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部古部1（Ⅰ-2-155-1193）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市古部町（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部古部2（Ⅰ-2-156-1194）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市古部町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部川汲2（Ⅰ-2-180-1218）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市川汲町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部川汲3（Ⅰ-2-181-1219）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市川汲町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部白尻1（Ⅰ-2-184-1222）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市白尻町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
--	---

- 次の図のとおり
- 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部安浦・白尻3 (I-2-183-1221)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市安浦町、白尻町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部豊崎1 (I-2-185-1223)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市白尻町、豊崎町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部豊崎2 (I-2-186-1224)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市豊崎町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部豊崎3-(1) (I-2-187-1225)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市豊崎町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部豊崎3-(2) (II-2-91-874)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市豊崎町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部豊崎4 (II-2-92-875)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市豊崎町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部豊崎5 (I-2-188-1226)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市豊崎町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部豊崎6 (II-2-93-876)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市豊崎町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部豊崎7 (II-2-94-877)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市豊崎町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部豊崎8 (I-2-189-1227)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市豊崎町 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部豊崎9 (II-2-95-878)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市豊崎町 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部大船1 (I-2-192-1230)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市大船町 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部大船2 (I-2-193-1231)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市大船町 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部大船3 (I-2-190-1228)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市大船町 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部大船4 (II-2-96-879)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市大船町 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部大船5 (I-2-191-1229)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市大船町 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部双見 (II-2-97-880)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市双見町 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
南茅部美呂泊 (I-2-194-1232)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

<p>函館市双見町、大船町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部磯谷1（Ⅱ-2-98-881）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市双見町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部磯谷2（Ⅱ-2-99-882）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市双見町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部磯谷3（Ⅰ-2-195-1233）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市双見町、岩戸町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部岩戸1（Ⅰ-2-196-1234）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市岩戸町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部岩戸2（Ⅰ-2-197-1235）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市岩戸町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部岩戸3（Ⅱ-2-100-883）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市岩戸町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部岩戸4（Ⅰ-2-198-1236）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市岩戸町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部岩戸5（Ⅱ-2-101-884）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市岩戸町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
---	---

<p>南茅部岩戸6 (I-2-199-1237)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市岩戸町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南茅部岩戸7 (II-2-102-885)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市岩戸町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張鹿の谷山手町1 (I-0-459-459)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷山手町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張鹿の谷山手町2 (I-0-460-460)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷山手町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張千代田1 (I-0-461-461)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市千代田 (次の図のとおり)</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張鹿の谷1丁目1 (I-0-462-462)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張鹿の谷1丁目2 (I-0-463-463)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張鹿の谷山手町3 (I-0-464-464)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷山手町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張千代田2 (I-0-465-465)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市千代田 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
---	---

- 次の図のとおり
- 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張千代田3 (I-0-466-466)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市千代田 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張千代田4 (I-0-468-468)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市千代田 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張千代田5 (I-0-470-470)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市千代田 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張末広2丁目1 (I-0-471-471)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市末広2丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張鹿の谷東丘町1 (I-0-472-472)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市鹿の谷東丘町、末広2丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張鹿の谷東丘町2 (I-0-473-473)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市鹿の谷東丘町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張千代田6 (I-0-474-474)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市千代田 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張若菜1 (I-0-475-475)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市若菜、千代田 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張若菜2 (I-0-476-476)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市若菜、千代田 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張若菜3 (I-0-477-477)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市若菜、千代田 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張末広2丁目2 (I-0-478-478)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市末広2丁目 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張常盤1 (I-0-482-482)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市常盤 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張常盤2 (I-0-483-483)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市常盤 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張常盤3 (I-0-486-486)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市常盤 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張日吉1 (I-0-487-487)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市日吉、常盤 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張常盤4 (I-0-488-488)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市常盤 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張常盤5 (I-0-490-490)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市常盤 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張常盤6 (I-0-492-492)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

<p>夕張市常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張日吉2（Ⅰ-0-498-498）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市日吉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張日吉3（Ⅰ-0-505-505）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市日吉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張鹿の谷山手町4（Ⅱ-0-443-443）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷山手町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張鹿の谷山手町5（Ⅱ-0-444-444）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷山手町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張鹿の谷山手町6（Ⅱ-0-445-445）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷山手町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張鹿の谷1丁目3（Ⅱ-0-446-446）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張鹿の谷1丁目4（Ⅱ-0-447-447）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張鹿の谷1丁目5（Ⅱ-0-448-448）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>81(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
--	---

<p>夕張鹿の谷3丁目1 (II-0-449-449)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷3丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>82(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張鹿の谷 (II-0-451-451)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷3丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>83(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張千代田8 (II-0-452-452)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市千代田(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>84(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張鹿の谷3丁目2 (II-0-453-453)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷3丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>85(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張鹿の谷東丘町3 (II-0-454-454)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷東丘町、末広2丁目(次の図のとおり)</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>86(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張常盤7 (II-0-455-455)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市常盤(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>87(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張鹿の谷東丘町4 (II-0-456-456)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷東丘町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>88(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張常盤8 (II-0-458-458)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市常盤(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>89(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張平和1 (II-0-465-465)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市平和、若菜(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
---	--

- 次の図のとおり
- 90(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張日吉4（Ⅱ-0-467-467）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市日吉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 91(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張日吉5（Ⅱ-0-468-468）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市日吉、若菜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 92(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張日吉6（Ⅱ-0-469-469）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市日吉、若菜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 93(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張日吉7（Ⅱ-0-470-470）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市日吉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 94(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張日吉8（Ⅱ-0-471-471）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市日吉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 95(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張日吉9（Ⅱ-0-473-473）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市日吉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 96(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張日吉10（Ⅱ-0-476-476）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市日吉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 97(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張日吉11（Ⅱ-0-477-477）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市日吉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 98(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張平和2（Ⅱ-0-487-487）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市平和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>99(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張鹿の谷2丁目1 (Ⅲ-0-308-308)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>100(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張鹿の谷2丁目2 (Ⅲ-0-309-309)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿の谷2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>101(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張千代田9 (Ⅲ-0-310-310)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市千代田 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>102(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張末広2丁目3 (Ⅲ-0-311-311)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市末広2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>103(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張平和3 (Ⅲ-0-313-313)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市平和 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>104(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 若菜学校の沢川 (Ⅰ-07-0430)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市千代田 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>105(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 千代田1の沢川 (Ⅰ-07-0440)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市千代田 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>106(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 千代田2の沢川 (Ⅰ-07-0450)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市千代田 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>107(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 新千代田沢川 (Ⅱ-07-0470)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
--	--

- 夕張市千代田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 108(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
鹿の谷沢川（Ⅱ-07-0600）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市鹿の谷東丘町、鹿の谷1丁目、鹿の谷3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 109(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
小野寺の沢（Ⅱ-07-0630-1）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市常盤（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 110(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
日吉1の沢川（Ⅱ-07-0660）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市日吉、平和、千代田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 111(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
学校裏の沢川（Ⅲ-07-16）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市鹿の谷山手町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 112(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
常盤の沢川（Ⅲ-07-023）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市常盤、鹿の谷東丘町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 113(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
常盤5の沢川（Ⅲ-07-024）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市常盤（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 114(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
営林署の沢川（Ⅲ-07-25）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市常盤（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第158号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成31年3月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 都市計画の種類 道路
- 2 都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路 3・4・5号	早道通	留萌市	留萌市	留萌市
		五十嵐町	栄町	高砂町
		1丁目	2丁目	2丁目
3・4・14号	開運通	留萌市	留萌市	留萌市
		開運町	栄町	栄町
		1丁目	2丁目	2丁目
3・2・15号	留萌通	留萌市	留萌市	留萌市
		字カモイワ	浜中町	寿町
				3丁目

北海道告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成31年3月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 岩内町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 岩内都市計画道路事業（3・4・13号薄田通）
- 3 事業施行期間 平成24年6月5日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地（収用の部分） 変更なし

総合振興局告示及び振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第56号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年3月5日

北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
  - (1) 入札番号1 乗用自動車の賃貸借 3台 一式
  - (2) 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 3台 一式
  - (3) 入札番号3 乗用自動車の賃貸借 3台 一式
- 2 落札を決定した日

平成31年2月15日

- 3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(2)

ア 氏名 旭川トヨタ自動車株式会社  
 イ 住所 旭川市四条通二丁目

(2) 1の(3)

ア 氏名 北見日産自動車販売株式会社  
 イ 住所 北見市常磐町6丁目2番地10

- 4 落札金額

(1) 1の(1) 88,938円  
 (2) 1の(2) 79,218円  
 (3) 1の(3) 86,103円

- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告

平成30年12月25日付け北海道オホーツク総合振興局告示第181号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課  
 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道教育庁教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第25号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年3月5日

北海道教育庁後志教育局長 原 光 宏

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
北海道小樽未来創造高等学校タブレットPCほか 一式
- 2 落札を決定した日  
平成31年2月12日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 北海道日興通信株式会社
  - (2) 住所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33
- 4 落札金額  
9,288,000円

- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成31年1月18日付け北海道教育庁後志教育局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

#### 北海道教育庁上川教育局告示第9号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成31年3月5日

北海道教育庁上川教育局長 中島康則

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
上川管内道立学校で使用する電力
- (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1月当たり 2,190 kW
- (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 年間合計 5,214,794 kWh
- 2 落札を決定した日  
平成31年1月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 北海道瓦斯株式会社
- (2) 住所 札幌市中央区大通西7丁目3番地1
- 4 落札金額
- (1) 1の(1) 635円40銭
- (2) 1の(2) 18円12銭
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成30年12月14日付け北海道教育庁上川教育局告示第58号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

#### 北海道教育庁オホーツク教育局告示第12号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月5日

北海道教育庁オホーツク教育局長 松本邦由

- 1 資格及び調達をする物品等の種類  
平成31年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
- (1) 契約 平成31年3月5日に一般競争入札の公告を行うオホーツク管内道立学校で使用する電力需給契約
- (2) 資格 オホーツク管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物品等の種類 電力
- 2 資格要件  
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
- 3 資格要件の特例  
中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。
- 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成31年3月5日（火）から同年4月8日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午

前9時から午後5時までの間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、北海道教育庁オホーツク教育局のホームページ  
(<http://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>)  
においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室  
(2) 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目  
(3) 電話番号 0152-41-0785

#### 北海道教育庁オホーツク教育局告示第13号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月5日

北海道教育庁オホーツク教育局長 松本邦由

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量  
オホーツク管内道立学校で使用する電力  
ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 27校 合計 1,699 kW  
イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 27校 合計 3,637,036 kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成31年7月1日から平成32年6月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成31年北海道教育庁オホーツク教育局告示第12号に規定するオホーツク管内道立学校で使用する電力の需要契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階3号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成31年4月18日（木）午前10時（送付による場合は、同月17日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道教育庁オホーツク教育局のホームページ  
(<http://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>)  
においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

- ア 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室  
イ 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目

ウ 電 話 番 号 0152-41-0785

#### 10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Okhotsk Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,699 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,637,036 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 18, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 17, 2019)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan

Phone : 0152-41-0785

#### 北海道教育庁十勝教育局告示第15号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月5日

北海道教育庁十勝教育局長 大橋 則之

#### 1 資格及び調達をする物品等の種類

平成31年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成31年3月5日に一般競争入札の公告を行う十勝管内道立学校電力需給契約

(2) 資 格 十勝管内道立学校電力需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

#### 2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の

契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

#### 3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

#### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成31年3月5日（火）から同年4月10日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/ky/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

#### 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

#### 6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目

(3) 電 話 番 号 0155-26-9237

#### 北海道教育庁十勝教育局告示第16号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月5日

北海道教育庁十勝教育局長 大橋 則之

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

十勝管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 21校22か所 合計 1,677 kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 21校22か所 合計 3,936,676 kWh

### (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

### (3) 契約期間 平成31年7月1日から平成32年6月30日まで

### (4) 納入場所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

平成31年北海道教育庁十勝教育局告示第15号に規定する十勝管内道立学校電力需要に関する資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

## 4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階C会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成31年4月18日（木）午前10時（送付による場合は、同月17日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

## 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

## 6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tky/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

## 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（銭単位の単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者を落札者とする。

## 8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

## 9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

### (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。単価は、小数点以下第2位までとする。

### (2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室  
イ 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目  
ウ 電話番号 0155-26-9237

## 10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Tokachi Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,677 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,936,676 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 18, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 17, 2019)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan

Phone : 0155-26-9237